

官業民営化等WGヒアリング調査票(その他の事務・事業)

所管省庁名: 総務省

1.名称	救急業務
2.根拠法令	消防組織法第1条、6条 消防法第2条第9項等
3.実施主体	市町村
4.従事者数	平成15年4月1日現在 消防職員155,016人(うち救急隊員数57,968人)
5.予算額	-
6.事業の内容	救急業務の実施
7.民間移管の 具体的な内容	別紙参照
8.更なる民間開放 についての見解	別紙参照

(別紙)

1 消防活動としての救急業務 (別添1)

消防機関が行う救急業務は、消防法及び消防組織法に基づく消防活動として行われる業務であり、国民の生命身体を事故や災害等から守り、国民生活の安全安心を確保するために行われる業務である。

このため、救急業務は、119番通報と連動し、消防活動としての高い規律のもと、消防業務(救助・救急・消火・予防)全体の総合的なシステムの中で運用されており、このうち救急業務のみを切り離すことは、機能上困難であるとともに、消防業務全体の信頼性・実効性を大きく阻害する。

なお、「中間報告」においては、「その他の事務事業」の中で、物損事故の処理、競売手続、職業紹介業務等と並べて挙げられているが、取扱う業務内容の性格からこれらと同列に扱うことはできない。

2 全国的に統一のとれた信頼性の確保と選択できない命

救急業務は、命に直結する業務として、日々の教育訓練や各消防機関の連携を通じ、また関係行政機関や医療機関等との地域レベル・県レベル・全国レベルそれぞれの段階で密接に連携し、技術の研鑽や救急活動情報の共有を行うことにより、全国的に統一のとれた、全国どこでも、同じように極めて信頼性の高い安全・安心のセーフティーネットが確保されており、消防機関の業務として国民生活に深く定着している。

救急業務は、生命身体の危険に直結することから、一分一秒を争う対応が必要であり、他の業務のように国民が事前に時間的余裕を持って選択することのできる業務ではなく、仮に選択を誤った場合に、死亡や高度の障害の発生につながるなど救済や回復を図ることは不可能である。また、このようなことが起これば、多くの訴訟提起も予想される。

3 現場での連携の確保と部隊運用としての活動 (別添2)

事故や災害現場等においては、消火、救助などの業務と連携し、かつ、必要に応じて、他地域からの応援部隊とも連携を持ちながら実施している。また、救急活動現場においては、消防ポンプ車と救急車が同時に現場に向かい(PA連携)迅速な活動に従事する取り組みも各地で積極的に行われている。

これは、消防の部隊の構成とその指揮及び部隊運用という、消防の根幹をなす問題であり、これを構成する一部業務(救急部隊)のみを切り離すことはできない。

さらに、災害、事故の態様により、消防機関相互の広域連携が求められる場面も多く、この点からも指揮命令系統が確立された部隊運用が不可欠である。

4 消防職員の資質の保持と効率的な人員配置・ローテーション(別添3,4)

消防に従事する職員は、救急隊員も含め、救急、救助、消火、予防について、総合的な知識と経験を備え、業務に従事するとともに、効率的な業務を行うための勤務体制（それぞれの実情に応じ中核を担う専任や兼務を効率的に活用）や人事のローテーションを消防全体の中で維持しており、一部業務のみ切り離すことは困難であるし、仮に行なった場合は人員、予算面も含めて極めて非効率になる。

5 消防機関の行う業務と民間事業との関連について

消防法上の規定は、あくまで消防機関が行う業務を規定するものであって、消防機関以外が救急業務を実施することまでも禁止するものではない。現在でも、民間の患者等搬送サービスや医療機関の救急搬送も実施されている。

具体的には、病院の入退院や通院の足の確保、社会福祉施設も含めた関係機関への送迎、時間外の病院救急外来への交通手段、独居老人等の足の確保等の分野は、福祉分野とも連携しつつ、民間事業者の一層の活用・育成を関係者に期待したい。

さらに、一般救急現場での活動に加えて、消防機関が現在行っている、患者が指定した病院への搬送、病院間の転院搬送、救急車の通常の活動範囲を超えた長距離の患者の輸送、救急警護・警備、催事の際の待機、事業活動に伴い傷病の発生し易い職場の搬送などの分野について、これらの一部については、民間事業者においても、将来的には、実施の可能性が広がるのではないかと思われる。

しかしながら、例えば、コールセンター設置による民間事業者の即時紹介や医療相談の実施、病院側の協力（救急外来の優先受付等）、緊急通行権の確保、事業者の登録、料金の設定や費用負担（保険を含む）の問題、不測の事態に備えた応急手当の質の確保などの様々な課題があることが想定される。

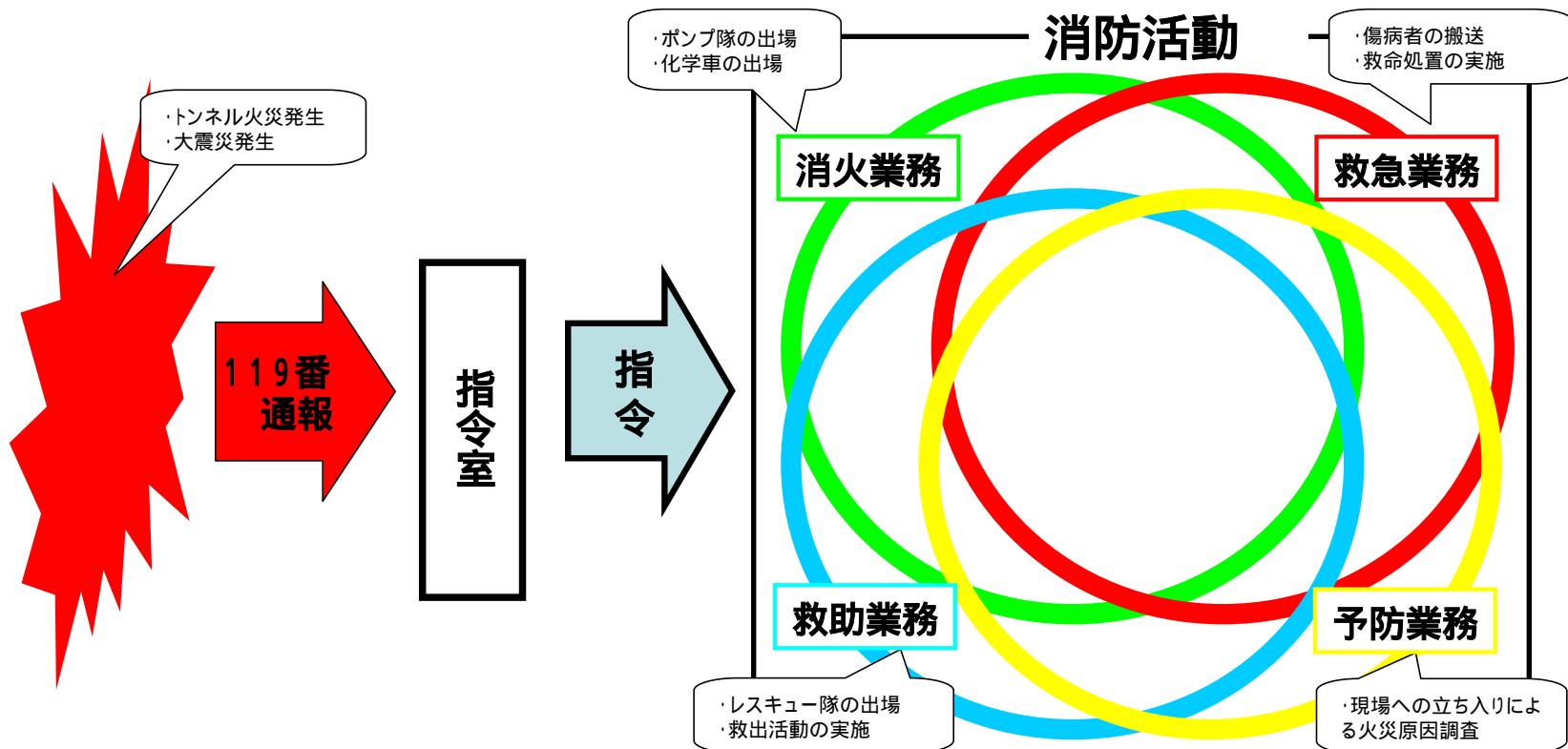
なお、これらの課題については、消防庁のみで対応することは不可能であり、また、おのずと地域事情に差異が生じてくることにも留意する必要がある。

【結論】

以上のように、「消防活動」として行われている救急業務を民間に移行させることは困難と考えるが、民間事業者の活用分野として、本来福祉等で扱う分野の搬送や、病院を中心としたいくつかの搬送分野、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催事待機、企業活動に伴う一定の搬送などの分野については、様々な課題を洗い出し、その解決方策について、関係省庁、関係機関で検討していくことは可能ではないか。

消防機関の行う消防活動

基本法：消防法、消防組織法 ⇔ 消防活動を実施
消防活動は、全体のシステムとして総合的に機能

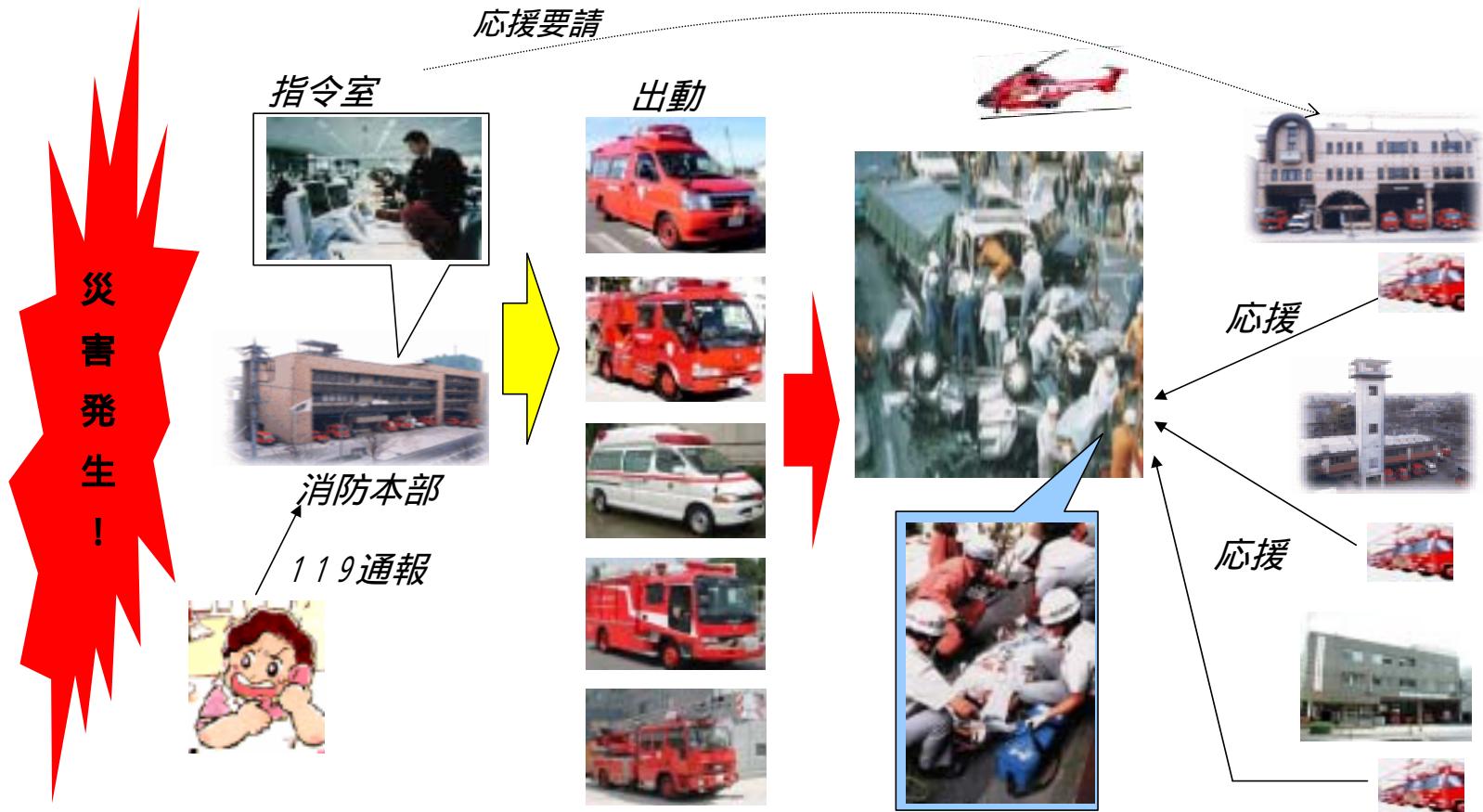


通報時にどの活動がどの程度必要なか確定することが困難な場合も多く、指令室において現場部隊と連携を図り、消防機関の有する人員、資機材を最大限有効に活用し、要請に的確に対応している。

現場での連携の確保と部隊運用としての活動

別添2

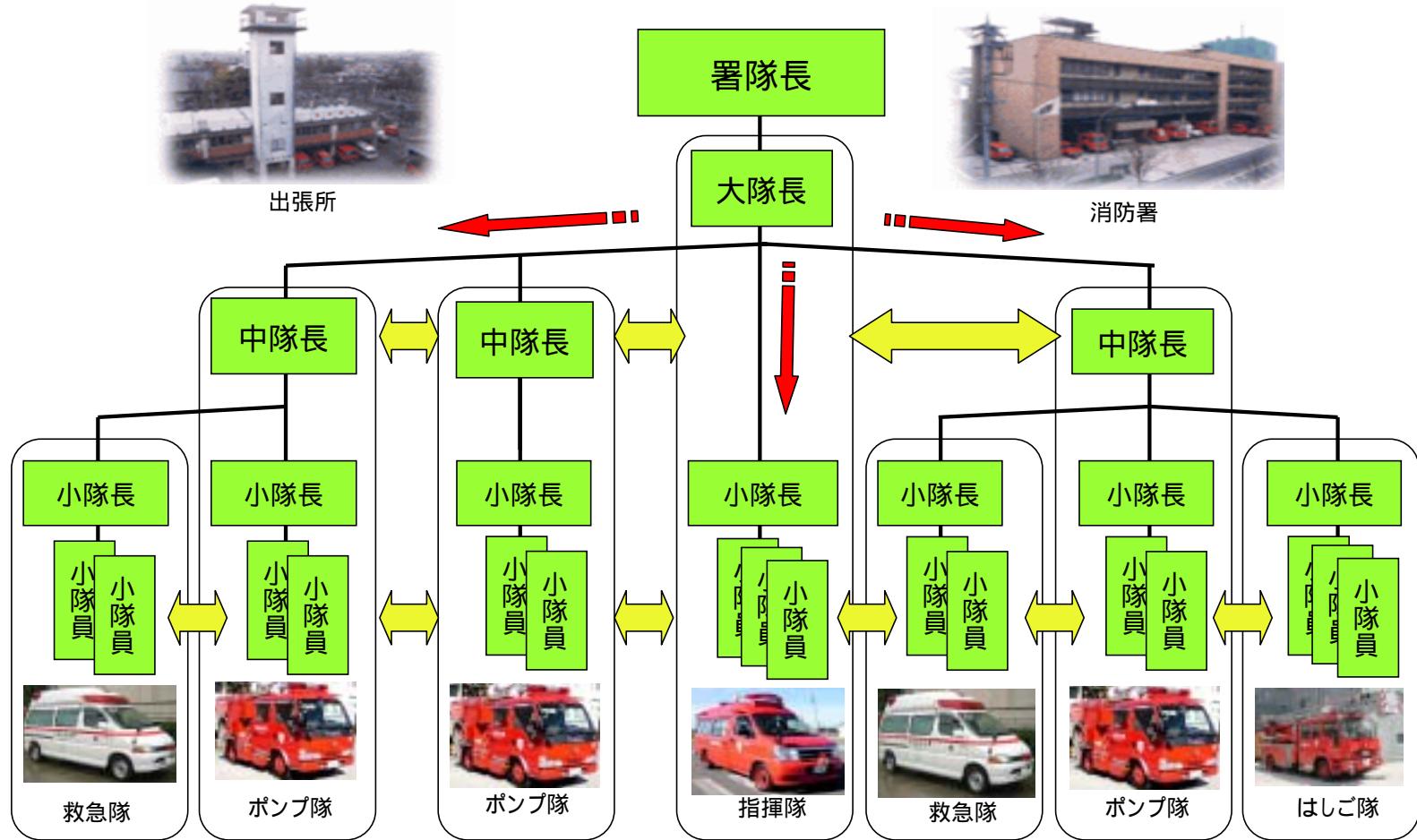
消防活動は、救急、救助、消火活動が有機的に連携して行なわれてあり、必要に応じて他地域の隊とも協力する。



消防本部における指揮・命令系統

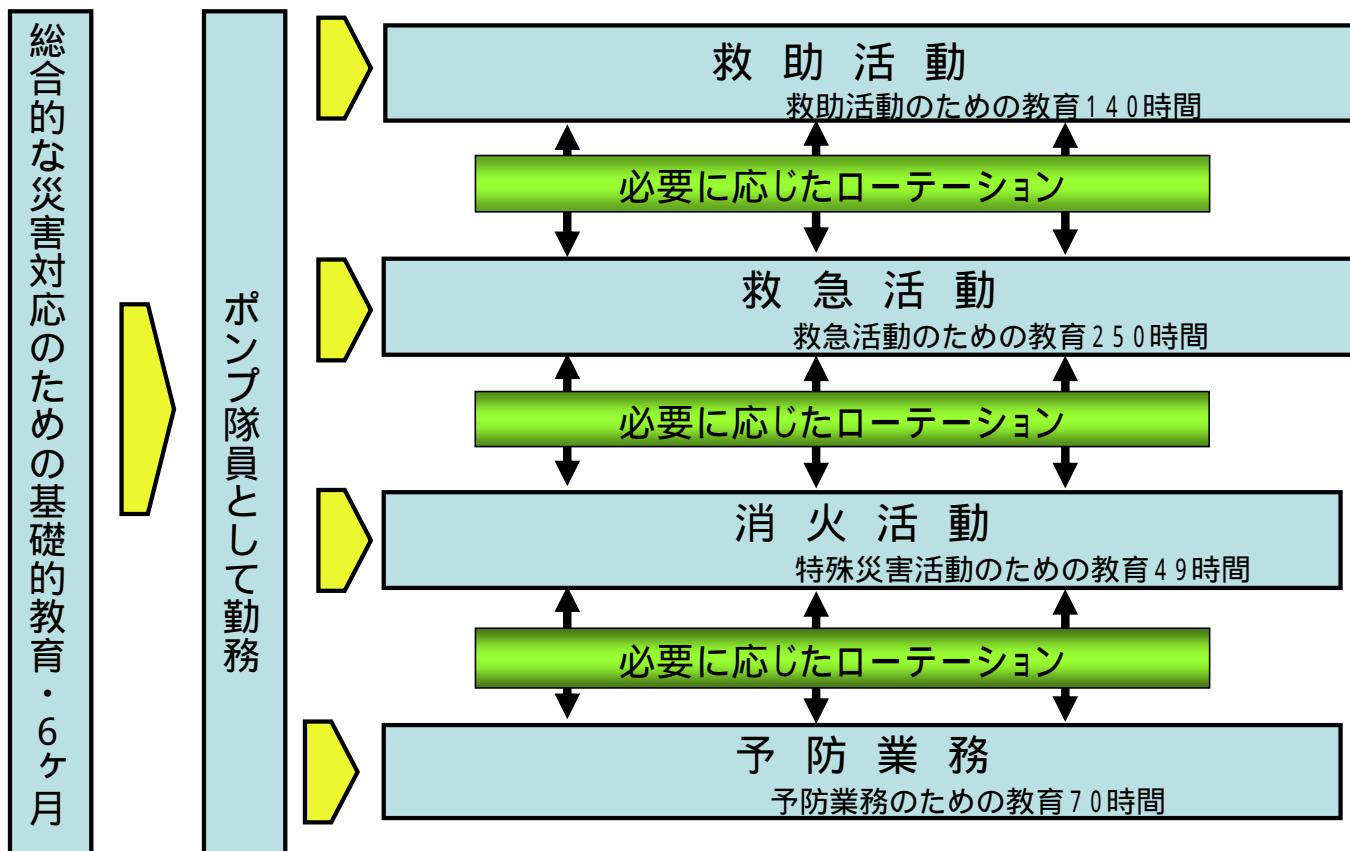
別添3

消防本部は、指揮・命令系統を通じて、迅速・的確な活動を行っている。



消防職員の資質の保持と効率的な人員配置・ローテーションについて

消防職員は、複数の活動を経験し、消防全般にわたる資質を保持するとともに、効率的な人員配置・ローテーションにより効果的な消防活動を行なう

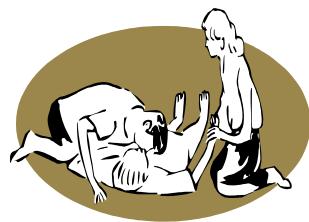


消防における人員活用例

消防署・出張所



業務に対応した職員を選択し、現場に出動
状況により乗換も行い、多様な業務に対応



救急業務



救助業務



予防業務



消火業務